

令和3年第15回教育委員会定例会
(8月3日開会)

台東区教育委員会

○日 時 令和3年8月3日（火）午後2時00分から午後2時30分

○場 所 台東区役所 6階 教育委員会室

○出席者

教 育 長	矢下 薫
教育長職務代理者	末廣 照純
委 員	高森 大乘
委 員	垣内恵美子

○出席者

事務局次長 兼中央図書館長	梶 靖彦
庶務課長	佐々木洋人
学務課長	福田 兼一
児童保育課長	横倉 亨
放課後対策担当課長	西山あゆみ
指導課長	瀧田 健二
教育改革担当課長 兼教育支援館長	工藤 哲士
生涯学習課長	久木田太郎
スポーツ振興課長	櫻井 洋二

○日 程

日程第1 議案審議

第20号議案 令和4～6年度使用 台東区立中学校社会科歴史的分野教科用図書採
択について

第21号議案 令和4年度使用 台東区立特別支援学級教科用図書採択について

日程第2 教育長報告

1 協議事項

(1) 学務課

ア 区立幼稚園における預かり保育の試行及び給食の拡充について

イ 岩井臨海学園事業への貢献に対する感謝状の贈呈について

2 報告事項

(1) 庶務課

ア 令和3年9月の行事予定について

3 その他

- ・ 区民文教委員会における教育委員会に関する審議等概要について
- ・ 子育て・若者支援特別委員会における教育委員会に関する審議等概要について

午後2時00分 開会

○矢下教育長 ただいまから、令和3年第15回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、高森委員にお願いいたします。

また、神田委員は所用のため、本日は欠席でございます。なお、教育長及び在任委員の過半数の出席を得ておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、本日の会議は有効に成立しております。

ここで、傍聴について申し上げます。

本日、会議の傍聴を希望する方については許可することとしておりますので、ご了承ください。

なお、撮影または録音につきましては、所定の手続きを行った場合のみ許可することといたしたいと思います。

それではまず、審議順序の変更について私から申し上げます。日程第2、教育長報告の協議事項、学務課のアについては、議会報告前の案件であり、傍聴にはなじまないと思われれます。

つきましては、順序を変更して、最後に聴取いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、そのように決定いたしました。

〈日程第1 議案審議〉

第20号議案

第21号議案

○矢下教育長 それでは、日程第1、議案審議に入ります。

議案の提案理由、及び内容について、説明をお願いします。

はじめに、第20号議案を議題といたします。なお、関連する第21号議案についても、一括して議題といたします。指導課長、説明をお願いします。

○指導課長 それでは、第20号議案、令和4～6年度使用台東区立中学校社会科歴史的分野教科用図書採択について、ご説明申し上げます。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号の規定に基づき提出するものでございます。

本件につきましては、先日の第13回定例教育委員会にてご報告させていただいたところですが、概要について改めてご説明させていただきます。

お手数ですが、第20号議案、令和4～6年度使用台東区立中学校社会科歴史的分野教科用図書採択についての裏面をご覧ください。本年度は、令和4～6年度に使用する中学校社会科歴史的分野教科用図書につきまして、令和元年度・2年度の検定合格図書の中から採択を行います。

教科用図書の採択に当たり、調査研究委員会作成の報告書につきましては、既に教育委員の皆様にご提示させていただいたところでございます。

概要についての説明は以上でございます。

続いて、第 21 号議案、令和 4 年度使用台東区立特別支援学級教科用図書採択について、ご説明申し上げます。

本案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条第 6 号の規定に基づき提出するものでございます。

固定制の特別支援学級におきましては、年度ごとの子供たちの障害の状況や学年の人数構成などに対応するため、教科用図書採択を毎年度行っております。

固定制の特別支援学級では、文部科学省検定済教科書、いわゆる本区が採択した教科書のほか、特別支援学校用文部科学省著作教科書を使用することができます。また、学校教育法付則第 9 条により、検定教科書文部科学省著作教科書以外の一般図書を教科用図書として使用することもできます。

なお、一般図書を教科用図書として選定する場合は、児童・生徒の障害の種類や程度、能力や特性などに応じて、文字が見やすいか、表現は分かりやすいか、挿絵は効果的か、取り扱う題材は指導計画に即したのか、その他人権上の問題はないか等の観点から、各学級の児童・生徒にとってふさわしい図書を選定しています。

本区におきましては、蔵前小学校、松葉小学校、金竜小学校、柏葉中学校の 4 校に、いずれも知的障害の特別支援学級を設置しておりますが、教科用図書の選定に当たっては、各特別支援学級設置校に教科用図書資料作成委員会を設置し、各学校の教育目標及び特別支援学級の経営方針に基づき、調査・研究を行い、様式 3 をもって調査結果を報告いただきました。

裏面をご覧ください。事務局では、特別支援学級設置校の調査結果を一覧で見ることができるよう、別表資料を作成いたしました。資料につきましては、教育委員の皆様へ別途送付させていただきます。教育委員の皆様方には、今後本資料に基づきまして内容の検討を進めていただき、台東区立特別支援学級教科用図書の採択を賜りたく、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 ただいまの説明につきましては、ご了承願います。

続きまして、中学校及び特別支援学級教科用図書採択の審議方法について、私から申し上げます。

教科用図書採択につきましては、本日と 20 日の定例会の 2 日間にわたって審議したいと思います。本日は、審議の進め方について協議することとし、どの発行者の教科書を採択

するか具体的な審議につきましては、20日に開催する定例会で行うことにさせていただきたいと思っております。まず、この審議方法でいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ありませんので、教科用図書採択の審議はそのように進めさせていただきます。

次に、20日の本案件の進め方について申し上げます。はじめに中学校社会科歴史的分野教科用図書、次に特別支援学級教科用図書について審議いたします。

中学校教科用図書については、私たちはこれまで、慎重に討議を行うために当初から一貫して、教科用図書の発行者名をあえて伏せて、アルファベットに置き換えた状態で教科用図書の内容を確認し、検討してまいりました。審議の際には、発行者名をA者、B者というように、アルファベットでご発言くださいますようお願いいたします。審議した結果、仮決定する1者を決定することになりますが、その時はじめて、私たちが選んだ教科書が、どの発行者の教科書であるかを公表したいと思っております。なお、仮決定後に、審議を行った全てのアルファベットの発行者名を公表いたします。

特別支援学級教科用図書については、年度ごとの子供たちの障害の状況等を考慮して審議及び仮決定していきたいと思っております。

この進め方でいかがでしょうか。

(異議なし)

○矢下教育長 それではそのように進めさせていただきます。

20日の本案件の審議方法については、以上のように進めさせていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○矢下教育長 それでは、20日の本案件の審議方法については、そのように進めさせていただきます。

以上で、第20号議案及び第21号議案の本日の審議は終了いたします。なお、これらの議案については継続審議とし、20日開催の定例会において引き続き審議いたします。

〈日程第2 教育長報告〉

1 協議事項

(1) 学務課 イ

○矢下教育長 次に、日程第2、教育長報告の協議事項を議題といたします。

学務課のイについて、学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 それでは、協議事項イ、岩井臨海学園事業への貢献に対する感謝状の贈呈について、ご説明いたします。資料をご覧ください。

岩井臨海学園の宿舎として使用している民宿、武右衛門のご主人でございます井野勝也

さんが、令和3年7月24日に逝去されました。井野勝也さんは臨海学園事業において、長年にわたり児童生徒のために献身的にご尽力を賜りました。つきましては、これまでのご功績をたたえ、感謝状を贈呈したいと存じます。なお、文面の案は、資料のとおりでございます。

よろしくご協議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、学務課のイについては、協議どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

2 報告事項

(1) 庶務課 ア

○矢下教育長 次に、教育長報告の報告事項を議題といたします。

庶務課のアについて、庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 それでは、報告事項庶務課のア、令和3年9月の行事予定について、ご説明いたします。資料3をご覧ください。

9月につきましては、7日火曜日及び28日火曜日に教育委員会定例会を予定しております。資料には、開催場所を教育委員会室とございますが、新型コロナウイルス感染症の状況によりまして、オンライン開催の場合もございますので、ご了承いただければと思います。

簡単ではございますが、令和3年9月の行事予定につきましては、以上でございます。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、庶務課のアについては、報告どおり了承願います。

3 その他

○矢下教育長 次に、その他事項についてでございます。

お手元に資料を配付させていただいております。後ほどご覧いただければと思いますが、ご質問や補足の説明などはございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、会議の冒頭に申し上げましたとおり、これより、議会報告前の

案件について、聴取いたしたいと思います。

恐れ入りますが、傍聴人の方はご退出をお願いします

(傍聴人退室)

〈日程第 2 教育長報告〉

1 協議事項

(1) 学務課 ア

○矢下教育長 日程第 2、教育長報告の協議事項を議題といたします。学務課のアについて、学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 それでは、協議事項のア、区立幼稚園における預かり保育の試行及び給食の拡充について、ご説明いたします。資料をご覧ください。

項番 1、目的です。

保護者の働き方の多様化や、共働き世帯の増加による保育ニーズの高まりなど、様々な要因により、区立幼稚園の応募者数が減少している現状を受け、今年度から預かり保育を試行しております。来年度からは、就労等で保育の必要性がある場合であっても、幼稚園を就園先として選択できるよう、試行内容を拡充し、効果の検証を行いたいと考えています。また、給食については、保護者ニーズに対応することや、利用施設によって受けることができる内容が異なるといった現状に対して、提供回数を拡充したいと考えております。

項番 2、令和 4 年度の実施内容案です。(1) 預かり保育についてです。実施園は全 10 園のうち、記載の 5 園で実施したいと考えております。

資料をご覧ください。こちらの地図にお示ししておりますとおり、登園範囲を 1 キロとして、この 5 園で区内のほぼ全域を含む位置にあることから、選定をいたしました。一部、橋場や池之端周りなどの地域について、範囲に入っていないところがございますが、こちらには認定こども園が設置されておりますので、保護者のニーズには対応できるものと考えております。

利用対象は、就労理由等で保育の必要性がある園児です。

実施日は、長期休業期間中を含む平日です。土日、祝日は行いません。時間は、平日が教育時間終了時から 18 時まで、長期休業期間中は、午前 9 時から 18 時までとしております。

定員につきましては、フルタイム等で就労している人を対象とした、定期的に利用できる枠を各学年 7 名、最大で 21 名。パートなど、毎日の預かりが必要ない人の枠を 9 名の合計 30 名としております。これは、国が定める一時預かり事業の面積基準に照らし合わせると、各園の保育室や遊戯室での預かり保育が可能な人数が概ね 30 名であることから設定いたしました。

職員体制といたしましては、派遣保育士を 1 園につき 2 名配置したいと考えています。こちらも国の制度で 2 名以上の保育従事者が必要とされていることから設定しております。

利用料金につきましては、平日 520 円、長期休業期間は 1,400 円としております。こちらは、区立認定こども園で実施しております預かり保育料を基準に設定いたしました。免除規定につきましては、保育所等保育料条例と同一の基準といたします。

(2) 給食についてです。実施園は 10 園で、実施方法については、現在と同じく、外部搬入による弁当給食とし、回数については、現在と同じく希望しない、もしくは週 1 回に加えて、週 5 回を選択できるようにいたします。

給食費につきましては、現在と同様に、保護者負担は 1 食当たり、225 円とし、免除規定についても現在から変更はございません。

次に、項番 3、今後のスケジュール予定です。本日の協議内容を 8 月 19 日の政策会議に報告し、9 月 7 日に教育委員会定例会において預かり保育料の条例改正についてご説明いたします。

その後、第 3 回定例会で本件の報告及び条例改正議案を提出し、10 月下旬の令和 4 年度新入園児募集前に保護者周知を進めていきたいと考えております。

説明は以上です。よろしくご協議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○高森委員 私からは質問を一つ、それから意見を一つ発言いたしたいと思います。

まず、質問からですが、預かり保育というのは、原則として、やはり在園児の中から預かりが必要な場合に対応するということになるんでしょうけれども、各園、各学年には定員枠がそれぞれあって、一部、その一定部分が預かり希望の園児が占めるという可能性もあると思うんですね。ある一定の部分については、つまりこれは逆に言うと、預かりを希望していない他の家庭の枠との兼ね合いにやはり気を使わなければならないかなということの意味するのではないかなと思うんです。

先ほどの台東区の地図に落とした想定通園圏内の円形サークルがございましたね。あれを見ると、確かに先ほどご説明のあったように、区内の他の大規模こども園の通園範囲、言うなればテリトリーみたいなものは侵さない工夫がなされていて、調整が図られていることは認めますが、一方で、預かり保育が区立園全園一斉実施ではないために、預かり保育導入園の通園範囲が必然的に広域になってしまっているわけですね。そうすると、その通園圏内に入っているほかの園の元々の通園圏にいた保護者が必然的に定員枠を取り合うようなことが想定されるんです。

例えば、金竜幼稚園の円の枠を見ていただくと、そこには大正幼稚園、千束幼稚園、清島幼稚園、富士幼稚園、この 4 園が含まれているのではないかと思います。ただし、4 園全てが金竜枠を取り合うというわけではない、つまり対象幼稚園は根岸の枠にも入りますから、全部が全部金竜枠を取り合うわけではないんですが、例えばもしこの 4 園の中で、預かり保育を希望する家庭が複数あって、金竜幼稚園に、例えば年少から入園を希望する場合は、そもそもの定員枠を超過してしまう恐れがあるのではないかなというふうに感じるんですね。そうするとその場合は抽選という形になるんでしょうけれども、抽選の

結果、金竜幼稚園から最も離れている園の近隣家庭が預かり保育を希望したために入園できて、一方で金竜幼稚園の近隣に住んでいる家庭が預かり保育を希望していないのに入園できないという事態が起きやしないか。そんなこともちょっと心配しています。

ちょっと本末転倒になってしまうかなと思うんですけれども、家庭環境だとか通園距離などに応じて点数制で優先順位をつけることができれば公平性が少し保てるのかな、でもそれも逆に不公平なのかなと、何とも難しい判断が必要になると思います。特に、年長に1人、年少に双子がいるという多子世帯では、それだけでもう3名の枠を占有してしまいますので、その他の家庭にとっては狭き門になってしまうと思うんです。

あるいはまた、年長の園児が現在通園している幼稚園で、年少の今度新しく入園する園児が預かり保育実施園だというふういきょうだい別々の幼稚園に通園するような事態も想定されるんですね。そういったときに、幼稚園というのは基本的に徒歩通園が原則で、親子で手をつなぎながら通うということの教育的効果も非常に大事にしている部分がありますので、わざわざ自宅から遠い園に通わなければならないというリスクであるとか、あるいは小学校へ進学したときに、幼稚園時代に築き上げてきた友人関係が持ち上がりにならないという事態も避けてあげなければならないのかなと思うんです。様々な問題が想定されるんです。その辺りにどのように折り合いをつけていくことができるのか、現在検討中の事柄があれば、一つ教えてください。

それから2点目は、これは質問ではないですけれども、区内のバランスについては私立園ばかりでなくて、こども園や保育園、保育所等の兼ね合いも念頭に調整を図っていく必要があるのではないかなと思うんです。ただ、保護者のニーズというのは、家庭環境の変化によって流動的な部分も非常に大きくて、不透明で、予測困難な部分もあり、問題をはらんでいると思います。今年は、これだけの人数だった、あるいはこれだけしかニーズがなかったということであっても、来年も必ずしも同じとは言い切れない部分があるかなと思います。

これをどのようにニーズ調査を行って分析していくか、課題が多いと思います。取りあえずは1年間を試行期間として実施してみて、今後の展望につなげていただければと思います。

以上、質問が1点と意見1点、申し上げました。よろしく願いいたします。

○学務課長 質問について、回答させていただきます。まず、今回の預かりにつきましては、これまで、幼稚園を選択することができなかった就労家庭の方をターゲットにしているということで、あとは、その方がどれくらい来るのかというのが、今、実際にやってみないと分からないという状況ではございます。先ほど高森委員からご発言のあったように、1か所にかかなり集まってきてしまう場合等もなくはないのかなと思いますが、幼稚園にしか通えない方々がそこで抽選に漏れてしまうということがないように、5園で実施をして預かり保育を拡充しない部分もつくって、そこできちんと幼稚園需要の方は受け入れができるというような形で、気を付けながらやっていきたいと考えております。

また、特定の園にどうしても入りたいという方もいらっしゃるかとは思いますが、やはり、抽選をする際には、幼稚園として入りたい方、そして、預かりを利用したい方で不公平にならないように、抽選の方法についても丁寧に検討を進めていきたいと考えているところがございます。以上です。

○高森委員 ありがとうございます。いろいろご検討いただいているということがよく分かりました。

ちょっとこれは別の質問なんですけれども、例えば保育所、保育施設は、先ほどの子育て・若者支援特別委員会の審議内容の報告事項の中に、不承諾通知、いわゆる入園待機通知書の取得が目的となるケースが若干見受けられると思うんですけど、今回のこの預かり保育に関しては、そういったことはないんですよね。入園できなかったから、それが不承諾通知だとか、入園待機通知書の扱いとして計算されるということはないんでしょうか。

○学務課長 現時点ではそういったことはないということで検討を進めております。

○高森委員 分かりました。要するに、入園を希望しただけで、入らなかったからといって、そういった通知書の類いは発行しないということではないんですよね。

○学務課長 そのとおりでございます。

○高森委員 ありがとうございます。

○垣内委員 非常にご苦勞されながらこういうシステムを考えられたということ自体は、高く評価したいと思います。

ただ、若干の懸念がありますのでお伝えしておこうかなと思います。

まず一つは、10園のうち5園を預かり保育にするという。高森先生もおっしゃったことなんですけど、どちらかというところ、サプライサイドのシステム設計のように見えていて、どのくらいデマンドがありそうなのかというところについては、若干懸念があるかなという感じがいたしました。

というのも、幾つか、私も幼稚園を拝見させていただいて、地域によってちょっと親御さんのお考えが違っている感じもしないでもない。幼稚園教育を求めて幼稚園に通わせているご家庭もあると聞いております。大多数の方々、特に就労家庭については、長く預かってもらいたいし、食事は出してもらいたいというニーズがあるというのはあるんだろうと思うんですけど、それだけではない多様なニーズにどう応えていくのか。実際の調整に当たっては、ぜひ幼稚園教育を受けたいの方々についてもご配慮いただければなというのがまず1点あります。

それから2点目ですけど、最近でも、結構人手不足で、保育所ですか、送迎バスの問題とかもありましたし、安心安全はどうでしょうか。放課後二人の方で全てちゃんと見切れるのかなという心配もあります。国の基準が二人だということなので大丈夫なのかとは思いますが、その辺り十分ご配慮いただければ。これは単なるコメントであります。以上です。

○学務課長 今回のこの実施に当たりまして、やはり、いろいろ懸念されることはござい

ますので、引き続き、幼稚園長会ともきちんとお話をしながら、本来、幼稚園教育を受けたいという方についてもきちんと要望を満たせるように、公平性がきちんと担保できるようなやり方で丁寧に進めていきたいと考えているところでございます。

あと、回答は特に必要ないかもしれませんが、2点目の保育士2名というところがありますが、ここも、基本的にはお子さんを見るのは保育士のほうでやっていただきますが、その預かりをしているタイミングで、施設には幼稚園教諭の方が残っていただいていますので、何かあればそでご対応いただけるというような体制は取っているところでございます。以上です。

○垣内委員 働き方改革の中で、教員の方々が残って保育士の方と一緒に責任を分担するというときには、当然職員の配置というかシフトもいろいろと検討されなきゃいけないだろうと思うんですけど、十分な人員が確保できているという理解でよろしいんですね。確認です。

○学務課長 こちらは、幼稚園長会のほうともいろいろ細かくお話をさせていただいて、やはり直接の業務を携わるといって形になってしまうと先生方の負担が大きくなってしまうということはあるんですが、やはりどうしても6時くらいまでは園の方に別の業務で残っていることもほとんどだということで、その中で何かあれば対応していただけると。現状から特に、幼稚園教諭の方々に負担が何か増えるというような形ではないということで、そういったご協力をいただけるということではございます。

○高森委員 今垣内先生が手を挙げられたようなので、垣内先生はどうか、よろしいですか。

○垣内委員 今の御説明の実態自体問題かと思えます。いつも常に残っているという状態ということ自体どうでしょうか。引き続き検討していただければと思います。

○学務課長 すみません、ずれ勤とか、そういったものを使って、6時までいていただけるという形なので、特に超勤ということではなく、ずれ勤を使ったりとか、工夫をしていただいて、通常業務には支障がないような形で運営できるということでお話をいただいております。

○高森委員 垣内先生がおっしゃっていた懸念・問題について、私も同じような感じを受けています。確かに、先生方は、勤務時間が決まっていると思うんですね。それはできるだけ超過しないようにしていただきたいというのが私の希望です。

それで、一つ気になっているのが、長期休業期間中となっておりますけれども、例えば、完全にこの預かり保育をしない時期というのがあるんですかね。年末年始とかお盆の時期とかは当然ないでしょうけれども、当然そういった長期休業期間中でも平日・休日それから祝祭日はやらないということだと思っておりますが、それはどういう形で行くんでしょうか。

○学務課長 園の閉鎖期間ですとか、あとは年末年始、そういったところで、一時預かりができないタイミングはございますが、募集のときにきちんとお示しをして、ご理解いただいた上でご利用いただくように進めてまいります。

○高森委員 分かりました。ありがとうございます。

○矢下教育長 末廣先生もよろしいですか。

○末廣委員 はい。

○矢下教育長 分かりました。

それでは、学務課のアについては、協議どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

3 その他

○矢下教育長 その他、何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 以上をもって、本日予定された議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の定例会を閉じ、散会いたします。

午後2時30分 閉会